

横浜市南部汚泥資源化センター下水汚泥燃料化事業
質問及び回答（実施方針）

番号	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
1	実施方針		1	1	1	(6)	ア				事業対象	事業対象用地については、土壌汚染や埋設物等があった場合は、その除去費用や除去に伴い事業者が生じた損害及び費用は、市が負担するとの認識でよろしいでしょうか。	別紙1のとおり、土壌汚染や地下埋設物について、その除去費用や除去に伴い事業者が生じた損害及び費用が生じる場合には、市が負担します。
2	実施方針		2	1	1	(6)	エ	(7)	a		業務範囲 設計に関する業務	各種申請に関する業務について、撤去解体対象設備の廃止に関する届出は、事業者決定前に横浜市殿により完了していると理解してよろしいですか。	撤去解体対象設備の廃止に関する届出は、市が行います。時期については、撤去着手前を予定しています。
3	実施方針		2	1	1	(6)	エ	(7)	b	(a)	既存汚泥焼却炉2号炉及び関連機器類の解体業務	汚泥ピットのほか、ホッパーやクレーン等も再利用可能と判断される場合、使用することは可能でしょうか？	可能です。提案に委ねます。
4	実施方針		2	1	1	(6)	エ	(イ)	h		業務範囲 燃料化物の購入・販売及び運搬業務	「燃料化物の購入・販売及び運搬業務」とありますが、燃料化物の運搬業務は構成員又は協力会社が外部（第三者）へ委託することが可能と考えますがよろしいですか。	御理解のとおりです。
5	実施方針		2	1	1	(6)	エ	(イ)	i		業務範囲 燃料化物の有効利用業務	「燃料化物の有効利用業務」とありますが、燃料化物の有効利用業務にあたる者は構成員又は協力会社のいずれでもよいと考えますがよろしいですか。	実施方針12頁の3(1)イにあるとおり、少なくとも1者は構成員としてください。
6	実施方針		2	1	1	(6)	エ	(イ)	i		業務範囲 燃料化物の有効利用業務	「燃料化物の有効利用業務」の定義をご教示願います。	要求水準書（案）31頁にあるとおり、「燃料化物の有効利用業務」は、燃料化物を全量買取り、化石燃料の代替燃料として有効に利用することです。
7	実施方針		2	1	1	(6)	エ	(イ)	i		業務範囲	燃料化物は廃掃法上、廃棄物には該当しないという理解でよろしいでしょうか？	要求水準書（案）の規定内容に沿ったものであれば廃棄物には該当しないと想定しています。

番号	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
8	実施方針		3	1	1	(6)	オ	(ア)	a		設計及び建設の対価	交付金対象となる費用は具体的にはどの業務項目となりますか。SPCの調達資金を確定させる必要がありますので入札説明書等の公表時に具体内容のご明示をお願い致します。	入札公告時に示します。
9	実施方針		3	1	1	(6)	オ	(ア)	a		設計及び建設の対価	交付金対象範囲及び交付金額はそれぞれいつ決定されるかご教示下さい。交付金の決定が提案書提出後である場合には、入札公告にて市より事業計画提案作成上の条件が提示されるとの理解でよろしいでしょうか。また、提案後に交付金が減少した場合であっても、当該減少額は割賦払いではなく、交付金支払いと同時に事業者へお支払いいただけるものと理解してよろしいでしょうか。	交付金対象範囲については、応募者の提案内容によって異なるため、事業契約締結までに市と選定事業者の間で協議を行う予定です。交付金額については、実施方針にあるとおり、55%程度の国費率を想定しています。これらに関する提案書作成時の条件については、入札公告時に示します。交付金額が提案時の想定額から増減した場合は、割賦払い部分で調整することを検討していますが、詳細は入札公告時に示します。
10	実施方針		3	1	1	(6)	オ	(ア)	a		設計及び建設の対価	55%程度の交付金が事業年度毎に出来高に応じて支払われるとのことですが、実際の建設工事はSPCが設計・建設を担当する構成員に発注し、当該構成員が建設工事を実施いたします。以上のことから、事業者(SPC)の税務上の取扱として、長期大規模工事に該当せず、延払基準が採用可能であるとの理解でよろしいでしょうか。	民間事業者においてご確認ください。
11	実施方針		3	1	1	(6)	オ	(ア)	a		設計及び建設の対価	設計業務及び建設業務の対価のうち交付金対象となる費用については、事業年度ごとの出来高に応じて分割で支払う予定とありますが、出来高額は選定事業者による提案を尊重して頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	出来高の算出方法については、入札公告時に示します。

番号	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
12	実施方針		3	1	1	(6)	オ	(ア)	a		設計及び建設の対価	本事業で適用を予定している社会資本整備総合交付金について、交付金が貴市に交付されない場合または想定していた金額よりも減額されて交付された場合には、当初想定していた交付金相当額分に充つるまでの金額を貴市が一括支払いにて負担する建付けとしていただけませんか。また、交付金の増減リスクを選定事業者が負担する建付けとされる場合には、①交付金が減額されたときの対応策として、金融機関からの追加借入または株主からの追加出資の実施、②増額されたときの対応策として、借入枠を一部キャンセル可能とするなど、何らかのリスク緩和措置を一定の前提のもと想定する必要がありますが、当該対応から生じるコストについては、広義の事業費としてお認めいただけますでしょうか。	前段については、No9の回答を参照してください。後段については、社会資本整備総合交付金が、提案時の想定金額から増減した場合にも、資金調達に支障が出ない資金調達スキームを提案してください。そのための費用を、民間事業者がサービス購入料に含めて提案することは可能です。
13	実施方針		3	1	1	(6)	オ	(ア)	a		設計及び建設の対価	社会資本整備総合交付金が貴市に交付される場合に事業年度ごとに選定事業者に分割で支払われる対価について、出来高に応じて支払う予定とのことですが、当該出来高には設計業務に係る費用相当額も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。本文において「設計業務～の対価のうち、～」とあり、また、「モニタリング基本計画（案）」第2第2項(1)④によると、設計段階においても出来高報告書を提出することになっていることから含まれるものと理解しておりますが、念のため確認させていただければと思います。	御理解のとおりです。
14	実施方針		3	1	1	(6)	オ	(ア)	a		設計及び建設の対価	本事業で適用を予定している社会資本整備総合交付金について、交付金対象範囲は交付申請時に決まるとありますが、交付金申請の具体的な時期を入札公告時にお示しいただけますでしょうか。	No9の回答を参照して下さい

番号	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
15	実施方針		3	1	1	(6)	オ	(ア)	b		管理運営の単価	燃料化物に関する価値が現在の想定を超えて変動した場合は、具体的にどの程度の変動かのご明示をお願いします。	選定事業者が提案した燃料が代替するもの（例：石炭）の価値の変動可能性等に応じて、選定事業者と協議の上で設定する予定です。
16	実施方針		3	1	1	(6)	オ	(ア)	b		管理運営の対価	燃料化物に関する価値（環境価値含む）とは具体的にどのようなものかご教示下さい。	例えば下水汚泥を乾燥や炭化することにより製造した下水汚泥燃料であれば、石炭代替物として使用されることが想定されます。そのため、石炭価格の変動により、下水汚泥燃料の価値も変動すると想定されます。また、下水汚泥燃料はバイオマス燃料であり、今後その価値が高まることも想定されます。それらの価値を包括的に捉えたのが「燃料化物に関する価値（環境価値を含む）」です。
17	実施方針		3	1	1	(6)	オ	(ア)	b		管理運営の対価	管理運営の対価が市から選定事業者へ支払われる周期は毎月でしょうか。これによらない場合、支払周期をご教示ください。	現段階では3か月毎の支払いを想定しています。
18	実施方針		3	1	1	(6)	オ	(ア)	b		管理運営の単価	燃料化物の購入対価に関しまして、下限はないものと考えて宜しいでしょうか？	下限は設定する予定です。入札公告時に示します。
19	実施方針		3	1	1	(6)	オ	(ア)	b		管理運営の対価	燃料化物の購入の対価について、選定事業者が貴市に支払うこととなっておりますが、当該対価の具体的な金額、および当該対価は貴市が選定事業者へ支払う管理運営の対価と相殺して精算されるのか、それとも各々の支払時期の関係で個々に支払いが発生するかといった具体的な支払方法について、事業契約等にて明示いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
20	実施方針		3	1	1	(6)	オ	(ア)	b		管理運営の対価	燃料化物の購入の対価について、将来燃料化物に関する価値が現在の想定を超えて変動した場合には、市と選定事業者の間で協議を行う、とありますが、かかる協議のプロセスについて、事業契約等にて明示いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。

番号	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
21	実施方針		3	1	1	(6)	オ	(イ)			選定事業者の収入	燃料化物の購入対価については管理運営期間が20年に亘ることを鑑み、変動料金制を検討頂けませんでしょうか？	燃料化物の購入対価については、「燃料化物に関する価値（環境価値を含む）」を踏まえて、改定を行うことができる仕組みとする予定です。
22	実施方針		3	1	1	(7)					事業スケジュール（予定）	本施設の計画・設計・建設期間を事業者の努力により短縮ができ供用開始を早めることが可能となった場合はその時点から20年間の管理運営を開始できると考えてもよろしいですか？	供用開始時期を早めることは想定していません。
23	実施方針		3	1	1	(7)					事業スケジュール	基本協定の締結から事業契約の締結までの間に事業契約の解釈について、市と事業者が協議ができると理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。しかし、不明点等がある場合には、事業者選定段階で質問をお願いします。
24	実施方針		7	2	1	(2)					選定の方式	入札公告の段階で予定価格の公表をお願いします。	入札公告時に示す予定です。
25	実施方針		7	2	1	(2)					選定の方式	最低制限価格は設定されるのでしょうか。	現段階では設定することは想定していません。
26	実施方針		7	2	1	(2)					選定の方式	本件は総合評価一般競争入札方式とありますが、本件の入札は、最低制限価格が設定されるとの理解でよろしいでしょうか。	No25の回答を参照してください。
27	実施方針		7	2	1	(2)					選定の方式	本件はWTO案件に該当するとの理解でよろしいでしょうか。該当の有無が決定していない場合は、いつ決定するでしょうか。	本件はWTO案件に該当すると考えています。
28	実施方針		7	2	1	(3)	イ				提案内容の審査	副産物発生時の処分は選定業者で行なうことは可能ですか。	副産物の発生事由によります。詳細は、要求水準書（案）P31の第4の3の（12）及びP38の6の（1）並びにP39の（2）を御参照ください。

番号	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
29	実施方針		7	2	1	(3)	イ				提案内容の審査	サービスの対価の額については、選定事業者の燃料化物販売による収入を考慮する予定とのことですが、応募者が提案する当該販売収入の水準設定の適切性についても、評価基準の主要な要素のひとつになるとの理解でよろしいでしょうか。	現段階ではそのように考えていますが、確定したものではありません。審査基準については入札公告時に示します。
30	実施方針		8	2	1	(6)					落札者を選定しない場合	市の財政負担額の縮減が見込めないと判断する基準をご教示願います。	事業者の入札金額が入札予定価格を上回ったり、VFMが確保されない場合には、市の財政負担額の縮減が見込めないと判断します。
31	実施方針		9	2	2	(1)					事業者の募集及び選定のスケジュール(予定)	入札書類とは、入札価格および提案書をさすものとし、金額提示と技術提案は同時に行うものと考えてよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
32	実施方針		9	2	2	(1)					事業者の募集及び選定のスケジュール(予定)	質問・意見の回答公表の事前に横浜市殿PFIガイドラインの記載にあるように意見交換会など対話の機会を設けて戴けると考えてよろしいですか。	現段階では意見交換会の開催は想定していません。
33	実施方針		9	2	2	(1)					事業者の募集及び選定スケジュール(予定)	総事業費または予定価格は公表される予定でしょうか。公表される予定がある場合は、各々の予定時期についてご教示ください。	No24の回答を参照してください。
34	実施方針		11	2	2	(4)					実施方針の変更	実施方針を見直した場合、再度質問・意見等を受け付ける予定はありますか。	想定していません。
35	実施方針		12	2	3	(1)	ア				応募者の構成等	「管理運営業務にあたる者（燃料化物の有効利用業務にあたる者を除く。）」とは、管理運営業務にあたる者と燃料化物の有効利用業務にあたる者は別の会社であることが必須ですか。	別の会社である必要はありません。

番号	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
36	実施方針		12	2	3	(1)	ア				応募者の構成等	「管理運営業務にあたる者（燃料化物の有効利用業務にあたる者を除く。）」とあるのですが、管理運営業務にあたる者と燃料化物の有効利用業務にあたる者を兼務することは可能ですか。	No35の回答を参照してください。
37	実施方針		12	2	3	(1)	ア				応募者の構成等	「燃料化物の有効利用業務にあたる者」とは、燃料化物有効利用者がSPCに出資することで、事業安定を図ることと理解しております。その主旨から、燃料化物有効利用を仲介やあっせんする者ではなく、有効利用業務にあたる者とは、実際に有効利用する者との理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
38	実施方針		12	2	3	(1)	イ				応募者の構成等	後述（P13、イ）で資格を満たす者が複数の業務にあたることを認めているため、1者が全ての要件を満たした場合、最小でSPC構成員は1者でよろしいでしょうか。	1者が全ての要件を満たした場合、SPC構成員は1者で差し支えありません。
39	実施方針		12	2	3	(1)	イ				応募者の構成等	「各々1者についてはSPCに出資すること」とありますが、建設業務にあたる者で1者、管理運営業務にあたる者で1者、燃料化物の有効利用業務にあたる者で1者はSPCに出資しなければならないとの理解でよろしいでしょうか。またその場合、SPCに出資する1者が複数の業務を請け負うことは可能でしょうか。	前段については、お考えのとおりです。後段については、当該1者が各業務の要件を満たしていれば、複数の業務にあたることは可能です。
40	実施方針		12	2	3	(1)	イ				応募者の構成等	構成員全員が系列会社（100%子会社もしくは親会社）の場合であっても、各企業別にSPCへの出資が求められますでしょうか？	構成員全員が系列会社（100%子会社もしくは親会社）の場合であっても、各企業別にSPCへの出資が必要となります。
41	実施方針		12	2	3	(1)	イ				応募者の構成等	管理運営業務にあたる者と燃料化物の有効利用業務にあたる者は同一でもよろしいでしょうか？	No35の回答を参照してください。

番号	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
42	実施方針		12	2	3	(1)	イ・エ				応募者の構成等	イで、燃料化物の有効利用業務にあたる者を含めた各企業がSPCへ出資することを義務付けている一方、エでは燃料化物の有効利用業務にあたる者の重複参加を認めています。燃料化物の有効利用業務にあたる者が数社の企業と入札に参加することは可能との理解で宜しいでしょうか。	基本的には御理解のとおりです。
43	実施方針		12	2	3	(1)	エ				応募者の構成等	有効利用業務にあたる者の重複参加を認める場合はどのような状況ですか。	燃料化物の有効利用業務にあたる者が、複数の応募グループに重複参加する場合には、情報管理等によって提案内容に関するファイアーウォールを設けることが必要であると考えています。そのため、そういった措置をとっていると判断される場合に、認める予定です。
44	実施方針		12	2	3	(1)	エ				応募者の構成等	燃料化物の有効利用業務にあたる者は複数の応募グループのSPC構成員になることも可能と言うことでしょうか。	御理解のとおりです。
45	実施方針		12	2	3	(1)	エ				応募者の構成等	「ただし、燃料化物の有効利用業務にあたる者は重複参加を認める場合がある」とありますが、具体的にどのような場合に重複参加が認められるのでしょうか。	No43の回答を参照してください。
46	実施方針		12	2	3	(1)	エ				応募者の構成等	「燃料化物の有効利用業務にあたる者は重複参加を認める場合がある。」とありますが、燃料化物の有効利用業務にあたる者が複数いる場合に、SPCに出資をしていない者が、他のグループへ重複可能との理解でよろしいでしょうか。	No43の回答を参照してください。
47	実施方針		12	2	3	(1)	エ				応募者の構成等	有効利用業務にあたるものが他の応募グループの構成員である場合、情報管理上公正な競争を阻害するおそれがあります。 「燃料化物の有効利用業務にあたる者は重複参加を認める場合がある」とは、有効利用業務にあたるものが応募グループの構成員でないこと及びその構成員と資本関係にない企業との理解でよいでしょうか。	燃料化物の有効利用業務にあたる者は、ある応募グループの構成員や協力企業であっても、他の応募グループの構成員や協力企業となることができます。その際の条件については、No43の回答を参照してください。

番号	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
48	実施方針		12	2	3	(1)	エ				応募者の構成等	『燃料化物の有効利用業務にあたる者は重複参加を認める場合がある。』重複参加を認める場合とはどのような場合でしょうか。	No43の回答を参照してください。
49	実施方針		12	2	3	(2)	ア	(ア)			共通の資格要件	入札参加資格審査について、燃料化物の有効利用業務にあたる者でかつ応募グループの構成員となる場合、何の種目、細目に登録すればよろしいのでしょうか。	燃料化物の有効利用業務にあたる者は、平成23・24年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等関係）のいずれかの種目に登録して下さい。
50	実施方針		12	2	3	(2)	ア				共通の資格要件	市へ未登録の場合、（特に有効利用業務）どの業種でも登録可能との理解でよろしいでしょうか。	No49の回答を参照してください。
51	実施方針		13	2	3	(2)	ア	(カ)			共通の資格要件	審査委員のメンバーは公告時に公表されますか？	実施方針P8第3の2の(4)のとおり、審査委員については入札公告時に示します。
52	実施方針		13	2	3	(2)	イ	(ア)	a		設計業務に当たる者	管理技術者と照査技術者との兼任は可能と考えて宜しいでしょうか？	管理技術者と照査技術者の兼任は認められません。
53	実施方針		13	2	3	(2)	イ	(ア)	a		設計業務に当たる者	管理技術者及び照査技術者は他の設計業務との兼任が可能と考えて宜しいでしょうか？	管理技術者は、担うべき役割が十分に果たされることを前提に可能とします。一方、照査技術者は、本事業の設計業務の兼任は認めません。
54	実施方針		13	2	3	(2)	イ	(ア)			設計業務にあたる者	管理技術者及び照査技術者、担当技術者は各々を満たす資格を有する技術者であれば兼務可能との理解でよろしいでしょうか。	管理技術者及び担当技術者は、担うべき役割が十分に果たされることを前提に可能とします。一方、照査技術者は、他の設計業務の兼任は認めません。
55	実施方針		13	2	3	(2)	イ				各業務にあたる者の資格要件	委任先営業所で登録されていない業種があるため、本社として、本事業の参加に必要な業種を新たに申請することで資格要件は満たされるとの認識でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。

番号	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
56	実施方針		14	2	3	(2)	イ	(ウ)	a		管理運営業務にあたるもの	一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等関係）において、管理運営業務にあたる者の資格要件は営業種目のうち「施設運転管理・保守」という理解でよいでしょうか。また、これ以外に資格要件として必要な営業種目があれば、具体的にご教示ください。	御理解のとおりです。
57	実施方針		14	2	3	(2)	イ	(ウ)	b		管理運営業務にあたる者	管理業務の遂行において担当する業務に必要な資格（許認可、登録等）とは具体的にどのようなものをさしますか。	選定事業者の提案内容によって異なりますが、要求水準書（案）p26-27の第4の2の(1)にその一例を記載しておりますので、御参照願います。
58	実施方針		14	2	3	(2)	イ	(ウ)			管理運営業務にあたる者	管理運営業務にあたる者が複数である場合には、このうち1者がa、bの両方を満たせば良いとの理解でよろしいでしょうか。	bについては、御理解のとおりです。ただし、aについては管理運営業務にあたる者すべてが満たす必要があります。
59	実施方針		14	2	3	(2)	イ	(エ)			燃料化物の有効利用業務にあたる者	燃料化物を購入する旨の確約を提示する時期は競争参加資格申請時でよろしいですか？また有効利用先の追加提案する場合は、入札書類（提案書）提出時でよろしいでしょうか。	燃料化物を購入する旨の確約を提示する時期は、競争参加資格申請時で結構です。また、燃料化物の有効利用業務にあたる者の追加提案はできません。
60	実施方針		14	2	3	(2)	イ	(エ)			燃料化物の有効利用業務にあたるもの	設計業務、建設業務、管理運営業務にあたる者は、一般競争入札有資格者名簿に登録が認められていることが条件と定められていますが、燃料化物の有効利用業務については一般競争入札有資格者名簿に登録は資格要件ではないとの理解でよいでしょうか。	No49の回答を参照してください。
61	実施方針		14	2	3	(2)	イ	(エ)			燃料化物の有効利用業務にあたる者	燃料化物の有効利用業務にあたる者に関して、事業契約後または事業実施中の途中参加は可能なのでしょうか。	応募時に、燃料化物の有効利用業務にあたる者が応募グループの構成員に含まれていないと、当該応募グループは失格となります。 事業契約締結後に、燃料化物の有効利用業務にあたる者の追加参加について事業者から提案がある場合には、事業者と市で協議し、市が問題なしと判断すれば可能とする予定です。

番号	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
62	実施方針		14	2	3	(2)	イ	(エ)			燃料化物の有効利用業務にあたる者	横浜市においては「環境への負荷の低減に関する指針」に基づき協議を行うとされておりますが、関係法令等の規制範囲内における協議ということでしょうか？条例等に抵触する場合、対応につき柔軟にご協議頂けるのでしょうか？	関係法令等の規制範囲内における協議となります。
63	実施方針		15	2	3	(3)	イ				競争参加資格確認基準日等	競争参加資格確認基準日の翌日以降、応募グループの構成員又は協力会社は、競争参加資格を欠いた場合を除いて変更できないという理解で宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
64	実施方針		16	2	4	(1)					著作権	提案書の著作権は応募者に帰属することを踏まえると、貴市が提案書の一部または全部を使用する場合、応募者へ事前連絡した上で使用されるとの理解でよいでしょうか。	提案書そのものを公表する場合には、応募者に事前連絡をすることを想定しています。
65	実施方針		16	2	4	(1)					著作権	提出書類の取り扱いについては、横浜市の情報公開条例に沿って判断されるとの理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
66	実施方針		16	2	5	(2)					S P C の設立等の要件	構成員全体の有する議決権の割合は全議決権の2分の1を超えることとありますが、応募グループの構成員でない者もS P Cに出資ができるという認識でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
67	実施方針		16	2	5	(2)					S P C の設立等の要件	上記の場合、他の応募グループの「構成員」や「協力会社」が、構成員ではない出資者として複数グループに参画することが可能との理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
68	実施方針		16	2	5	(2)					S P C の設立等の要件	応募グループの構成員は、代表企業も含め3社以上で組成することが必須と考えてよろしいでしょうか。	No38の回答を参照してください。

番号	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
69	実施方針		16	2	5	(2)					SPCの設立等の要件	「・・・構成員全体の有する議決権の割合は全議決権の2分の1を超えることとする」とありますが、これは代表企業が全議決権の2分の1を超えることとの理解でよいでしょうか。	代表企業が全議決権の2分の1を超えることでも結構ですし、その他の構成員との合算で2分の1を超えることでも結構です。
70	実施方針		19	4	1						立地条件	用地の図面類は別途提示されるとの理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
71	実施方針		19	4	3						土地等の使用に関する事項	2号炉管理棟および汚泥ピット棟は現地確認時と同等の状態で使用することになりますでしょうか。また、事業開始前の修繕のご予定はございますでしょうか。	現地確認時と同等の状態で使用するものとして計画して下さい。また、修繕の予定はありません。
72	実施方針		22	7	2						財政上及び金融上の支援に関する事項	選定事業者が支援を受けることができるよう横浜市殿が務める内容は具体的にどのようなことですか。	必要に応じて、財政上及び金融上の支援を行う可能性がある相手先に対して、本事業に関する市の考え方を示すことが考えられます。
73	実施方針	1	24								共通（物価変動リスク）	選定事業者が負担するリスクにおいて一定範囲の変動とは具体的な数値をご教示願います。	入札公告時に示します。
74	実施方針	1	24								リスクの種類	交付金に係るリスク（交付金対象範囲、金額、支払方法など）は、事業者でコントロールが不可能なものですので、市のリスクであるとの理解でよろしいでしょうか。その理解でよろしければリスク分担上明確にさせていただきたいと存じます。	基本的には市のリスクであると認識しています。交付金額が提案時の想定と異なった場合の方針については、No9の回答を参照してください。
75	実施方針	1	24								用地等リスク	用地等リスクの内、建設に要する資材置き場等の確保に関するリスクは、事業者となっています。要求水準書でセンター内の用地を提供する予定とありますので、無償での提供を意味していると理解してよろしいですか。	南部汚泥資源化センター内における資材置き場は市が無償提供しますが、建設完了の際には原状回復（舗装など）して市へ引き渡して下さい。
76	実施方針	1	24								用地等リスク	既存建物（管理棟、汚泥ピット）の瑕疵で提示する図面等から判断可能なものにおいて、図面や外観からは容易にわからない材料や構造物等の劣化については選定事業者の負担ではない、と考えてよろしいでしょうか。	既存建物（管理棟、汚泥ピット）の瑕疵で提示する図面等から判断可能なものは、選定事業者の負担とします。

番号	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
77	実施方針	1	24								物価変動リスク	物価変動の一定の範囲とは、どの程度のことでしょうか？	入札公告時に示します。
78	実施方針	1	24								物価変動リスク	「インフレ・デフレ（物価変動）に係る費用増減リスク（一定の範囲内）」は事業者負担とありますが、「一定の範囲」の定義については、入札公告で提示していただけるのでしょうか。	御理解のとおりです。
79	実施方針	1	24								構成員・協力会社リスク	「構成員・協会の能力不足等による事業悪化」の「能力不足」とは、具体的に何を指すのでしょうか。	S P Cから受託した業務の遂行が適切に行えなかった場合や、構成員や協力会社の間で取り決めた内容が履行できなかった場合などが考えられます。
80	実施方針	1	26								注3 質または量の変動	消化汚泥・消化ガスの質・量の変動に対して、一定の範囲内での変動は事業者の負担となっていますが、『一定の範囲内』の基準を定量的にご教示ください。	消化汚泥等の変動範囲は、要求水準書（案）P10の表3-3-4-1汚泥性状の実績及び表3-3-4-2分離脱水汚泥の実績を参考にして下さい。
81	実施方針	1	26								消化汚泥等の供給	注3「経常的な季節変動ほか一定の範囲内での変動は、選定事業者の負担とする。」とありますが、供給される汚泥が、要求水準書10項第3-3(4)ウ「消化汚泥等の成分の標準的な範囲」から外れた場合について、その変動に伴う事業費用負担の増加に対して補正は行わないとの理解で宜しいでしょうか。	要求水準書（案）P10の第3の3(4)ウの「標準的な範囲の設定」で示しているのは過去の実績です。基本的には、同様の性状の場合や、これから読み取れるような幅の性状の場合には、選定事業者の負担とすることを想定しています。なお、要求水準書（案）にも記載しているとおり、選定事業者と市は本施設稼働開始までに協議を行い、分離液脱水汚泥を含んだ消化汚泥等の成分の標準的な範囲を定めることにしています。